

Okakenkyo News Letter

2022
10月
830号

岡山県建設業協会 **会報**



- ②国土交通省中国地方整備局との意見交換会
- ③「建設業取引適正化推進期間」の実施について
- ⑥岡山労働局からのお知らせ
- ⑦岡山県下公共工事の動向（9月分）
- ⑨建退共だより
- ⑩法律相談コーナー
- ⑪建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑫建設業総合補償制度のご案内
- ⑬岡山県からのお知らせ

天神峡[井原市] (提供：岡山県観光連盟)

国土交通省中国地方整備局との意見交換会

9月29日（木）、ピュアリティまきびにおいて国土交通省中国地方整備局との意見交換会を開催しました。

意見交換会には、中国地方整備局から西澤企画部長、西尾営繕部長他9名、岡山県から有路土木部技術総括監、清水技術管理課長の2名、当協会からは、荒木会長をはじめ、副会長、専務理事が出席しました。

会議は2部構成で行われ、それぞれ西尾営繕部長、西澤企画部長と荒木会長の挨拶の後、各会員からの要望に基づき意見交換をいたしました。

13：30～ 営繕部との意見交換会

【出席者】

国土交通省中国地方整備局

営繕部長	西尾達司
営繕部 営繕品質管理官	庄司剛
営繕部 技術・評価課長	吉田和隆
岡山営繕事務所長	下野裕徳

15：00～ 企画部との意見交換会

【出席者】

国土交通省中国地方整備局

企画部長	西澤賢太郎
企画部 技術調整管理官	福代智之
企画部 技術開発調整官	今津勉
企画部 技術管理課長	荒木勲
岡山河川事務所長	大作和弘
高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長	濱田靖彦
岡山国道事務所長	岡本哲典

岡山県

土木部 技術総括監	有路稔
土木部 技術管理課長	清水一仁

建設業取引適正化推進期間」の実施について

国土交通省

国土交通省は令和4年度においても、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、「建設業取引適正化推進期間」を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととされました。

このことについて、国土交通省から全建を通じて通知がありましたので、お知らせいたします。

国不建推第34号

令和4年9月1日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長

「建設業取引適正化推進期間」の実施について

建設業における取引の適正化については、従来、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和4年度においても建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、別紙のとおり「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととしたので通知いたします。

貴団体におかれては、上記趣旨にかんがみ、期間中における取引の適正化に関する積極的な取組をお願いするとともに、国土交通省及び都道府県の各種取組に関し協力いただきますようお願いいたします。

また、傘下会員企業等に対しても、幅広く期間の実施について周知方よろしくお願いいたします。

(別紙)

令和4年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から、毎月11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）などの普及・啓発活動を集中的に実施してきたところである。

令和4年度については、昨年度に引き続き、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）として、下記により、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、幅広く実施することとする。

記

1. 期間

令和4年10月1日～12月28日

2. 主催

国土交通省及び都道府県

3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

4. 主な取組み

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

上記期間は、建設企業等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門誌、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

(2) 講習会等

① 講習会の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設企業等を対象とした講習会等を、期間内を中心に開催する。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブでの講習開催や、対面での講習においては消毒液（アルコール等）の設置、他の受講者とできる限り2メートルを目安に一定の距離の確保、換気の励行等に努める。

② 留意事項等

- i 改正建設業法が令和3年4月1日より完全施行され、建設業取引の適正化に関するルールも一部改正されたことから、改正後の建設業法令・通達、改訂された建設業法令遵守ガイドラインなどについて、原文をただ配布するだけでなく、要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 駆け込みホットライン、建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。
- iii 令和2年7月に中央建設業審議会において作成され、実施が勧告された「工期に関する基準」について周知する。
- iv 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保並びに下請代金の支払手段について、令和4年8月に改訂した建設業法令遵守ガイドラインを活用し周知する。

(3) 立入検査及び報告徴取

期間内は、地方整備局、都道府県並びに地方整備局と都道府県による合同の立入検査及び報告徴取（以下「立入検査等」という。）を重点的に実施し、立入検査等の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導・監督を行う。

また、立入検査等を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行うこととする。

なお、立入検査を行う場合には、立入検査職員並びに検査先企業の新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限に注意する。

(4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

岡山県下公共工事の動向 〈9月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和4年9月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和4年度	422件	135億円	1,997件	1,064億円
増 減 率	▲10.6%	▲24.5%	▲4.9%	0.9%
令和3年度	472件	179億円	2,100件	1,055億円
令和2年度	500件	194億円	2,160件	1,100億円
令和元年度	489件	182億円	2,564件	1,121億円

【1】当月の状況

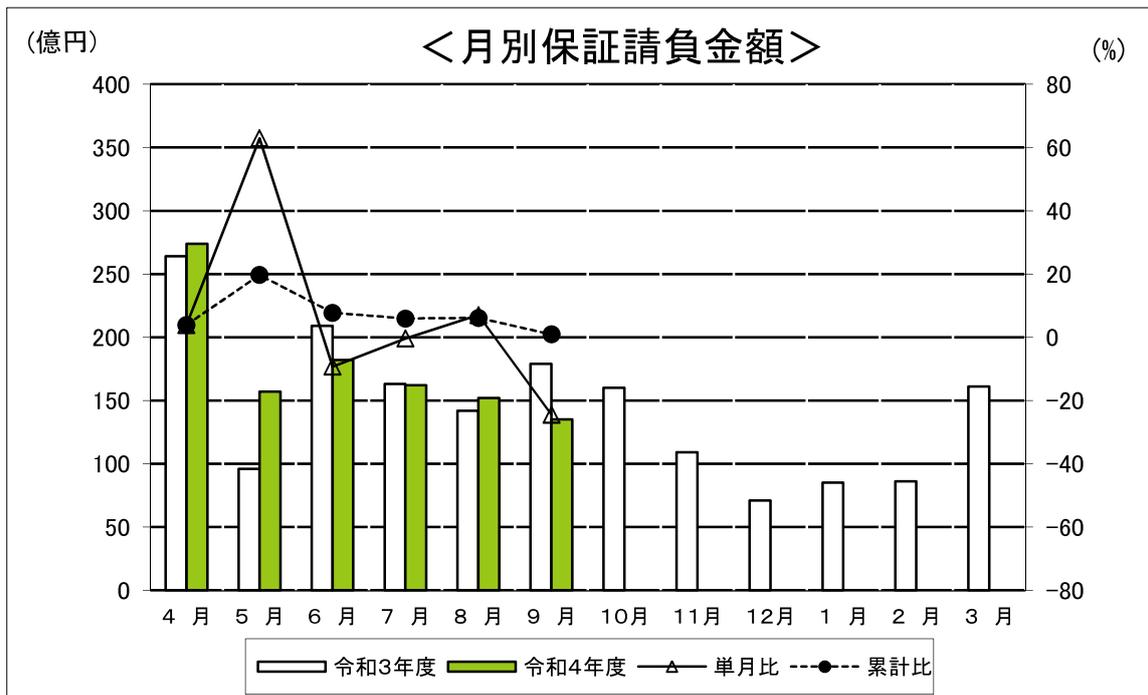
9月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で10.6%減の422件、請負金額は24.5%減の135億円となった。

発注者別の請負金額で見ると、「その他の公共的団体」で36.0%増となったものの、「国」で42.0%減、「独立行政法人等」で4.8%減、「県」で33.9%減、「市町村」で19.3%減となった。

【2】累計(令和4年4月～9月)

9月末累計では、件数は前年同月比で4.9%減の1,997件、請負金額は0.9%増の1,064億円となった。

発注者別の請負金額で見ると、「国」で7.6%減、「県」で18.5%減となったものの、「独立行政法人等」で5.3%増、「市町村」で9.4%増、「その他の公共的団体」で87.6%増となった。

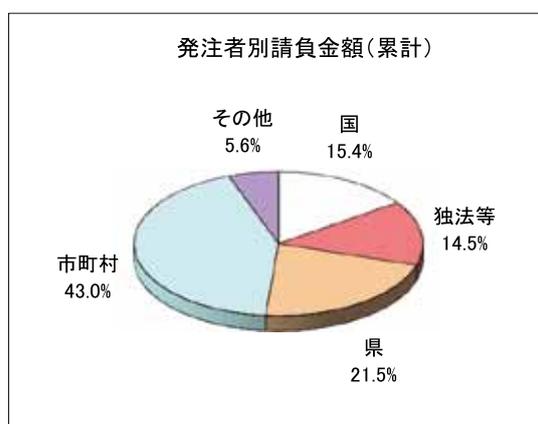
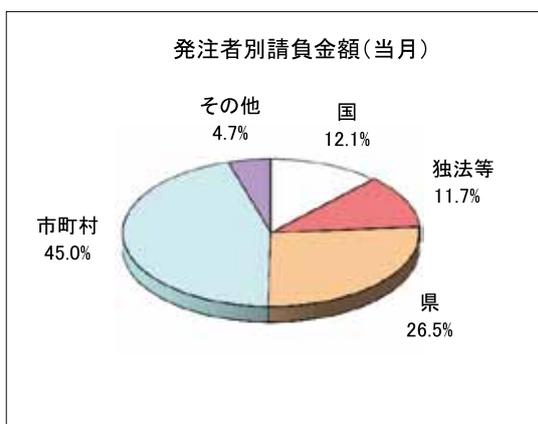


【参 考】 令和4年5月9日より電子証書の発行が可能となりました。

Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	15	1,636	▲ 6.2	▲ 42.0	109	16,355	▲ 12.1	▲ 7.6
独法等	4	1,585	100.0	▲ 4.8	47	15,445	9.3	5.3
県	197	3,597	▲ 17.9	▲ 33.9	796	22,955	▲ 9.1	▲ 18.5
市町村	203	6,101	▲ 2.9	▲ 19.3	1,015	45,772	▲ 1.3	9.4
その他	3	630	▲ 40.0	36.0	30	5,947	3.4	87.6
合 計	422	13,551	▲ 10.6	▲ 24.5	1,997	106,477	▲ 4.9	0.9



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	4,612	▲ 23.8	34.0%	38,430	▲ 10.1	36.1%
東備地区	294	▲ 46.0	2.2%	3,937	12.5	3.7%
倉敷地区	4,290	▲ 11.2	31.7%	26,713	8.0	25.1%
井笠地区	885	▲ 52.1	6.5%	12,878	18.6	12.1%
高梁地区	401	8.8	3.0%	1,618	▲ 38.1	1.5%
新見地区	290	▲ 19.8	2.1%	3,208	62.9	3.0%
真庭地区	1,060	10.2	7.8%	5,916	▲ 9.3	5.6%
津山地区	1,201	▲ 48.2	8.9%	7,583	▲ 10.7	7.1%
勝英地区	515	▲ 22.0	3.8%	6,190	50.9	5.8%
合 計	13,551	▲ 24.5	100.0%	106,477	0.9	100.0%

(建退共だより)

10月は建退共加入促進月間です

独立行政法人勤労者退職金共済機構

建退共岡山県支部

<http://okayama-kentaikyo.jp/>



建設業界の皆様へ

建退共制度に加入しませんか

福祉の増進と企業の振興のための
国の退職金制度です



- 加入できる事業主
建設業を営む事業主
- 対象となる労働者
建設業の現場で働く方
- 掛金は
一日320円

- 特徴
- 法律に基づき運営される国が作った制度
- 建退共加入は「経営事項審査」で加点評価
- 国の助成により掛金の一部が免除
- 掛金は全額非課税(損金または必要経費に算入)
- 複数企業で就業しても通算して退職金を支給
- 加入の手続きは簡単

建退共の掛金が電子申請で
納付可能になりました!

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業岡山県支部
TEL.086-225-4133 FAX.086-225-5392

- 電子申請では、ページーまたは口座振替で建退共に直接現金を
払い込む方法となるため、共済証紙の購入は不要!
- 掛金納付は就労日数をネットで報告!
- 共済証紙の貼付・消印が不要に!

第148回 不要な残業への対処

●相談内容●

当社で、業務上必要性がないにもかかわらず、残業代を水増しするために始業時間の1時間前に出勤している従業員がいます。このような従業員が早出残業をすることをやめさせたいのですが、どのような対処をすべきでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

従業員に対して残業の禁止を命じられるか

従業員は、労働契約によって労務を提供する義務があります。一方、従業員に、労務を提供する権利は裁判例上認められていません。残業も労働の一部である以上、従業員が残業をしたいと申し出たとしても、会社は、それを拒否することができます。同様に、会社は、従業員に対して残業の禁止を命じることができます。

問題となっている残業は不要？

しかし、従業員がしている残業をすべて禁止することができるというわけではなく、従業員が自身の業務を処理するためにやむを得ず残業をしている場合にはその残業を禁止することはできません。したがって会社の方から一方的に残業が不要であると判断して残業を禁止することはできませんし、その場合に、従業員が残業をし続けたとしたときには、その残業に対応する残業代を支払わなくてはなりません。

したがって残業を禁止するのならば、従業員が行っている残業が不要であると客観的にいえなくてはなりません。そのために従業員が行っている業務がどのようなものか、他の従業員が当該業務を通常の業務時間内に処理できるものであるかといったことを、同じ部署の他の従業員から事実を調査しなくてはなりません。

取るべき対処

残業は不要であると判断できた場合には、残業をしてはいけないことを明示し、仮に残業をしたとしても残業代を支払わないという対応をしなくてはなりません。具体的には、①残業を原則全面禁止としてうえで、会社の方から残業が必要だと判断するときのみ事前に残業を命じる方法、②従業員の方から残業が必要な場合には事前に残業申請をさせ、会社が申請を許可した場合のみ残業ができるようにする方法が考えられます。

中には、残業は不要であることから、残業をしないこと、残業をしても残業代を支払わないことを伝えても残業をしたがる従業員がいることもあると思います。このような人を放置してしまうと、メンタルヘルスの問題が生じ、労災の問題となるリスクもあるため、会社が禁止している残業を行っていることを理由に懲戒処分をすることも考えるべきです。また、通常の業務時間内に業務を終わらすことができない従業員に関しては、業務の効率化を促したり、配置転換をしたりといったことが必要になると考えられます。

もっとも、残業が必要な場合も存在します。会社はどの従業員がどの程度の業務を行っているか適切に把握し、従業員が能力に合った業務ができる仕組みを整えるべきです。

知ってほしい、より安心の制度。

掛金負担が軽減
契約者割戻金制度がスタート
(令和4年4月より)

手厚い補償
保険金区分合計
最高**5,000万円**

労働者と企業のリスクをカバー

今すぐ、ご加入を!

制度が変わって、安心充実。

法定外労災補償制度

建設共済保険

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人
建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 11階

■ 取扱機関: (一社)岡山県建設業協会
〒700-0827 岡山市北区平和町5-10
Tel. 086-225-4131 Fax. 086-225-5388



正確な掛金の試算や資料請求はこちらまで



0120-913-931

受付時間 午前9:00～午後5:00(土日祝を除く)

建設共済保険 検索

<https://www.kyousaidan.or.jp/>

(建設業総合補償制度のご案内)

地盤崩壊危険補償特約 のご案内

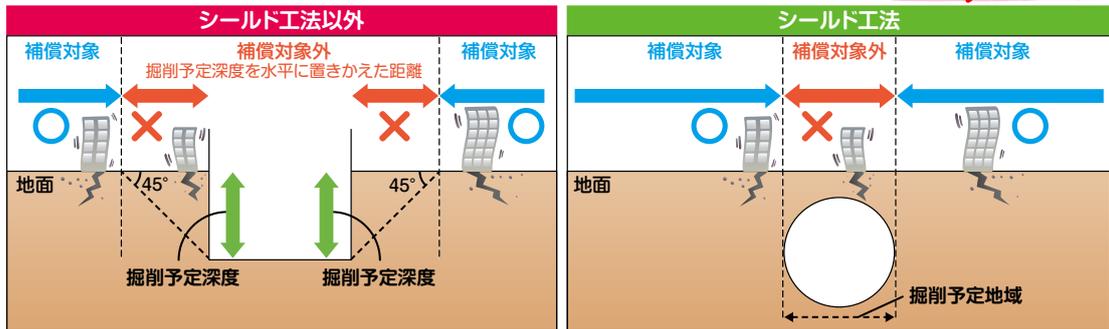
工事中の地盤崩壊事故に備えを!

地下工事、基礎工事や土地の掘削工事で、特に心配なのが地盤崩壊に起因する事故。
一般的な請負業者賠償責任保険で補償されない地盤崩壊に伴う賠償請求でも、
建設業総合補償制度の「地盤崩壊危険補償特約」なら補償が可能です!
しかも「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償・ワイドプラス補償)」なら標準補償で補償されない部分もカバー!!

支払限度額：1事故、保険期間中通算1,000万円もしくは2,000万円(免責金額5万円)

完成工事高1億円、支払限度額1,000万円の場合

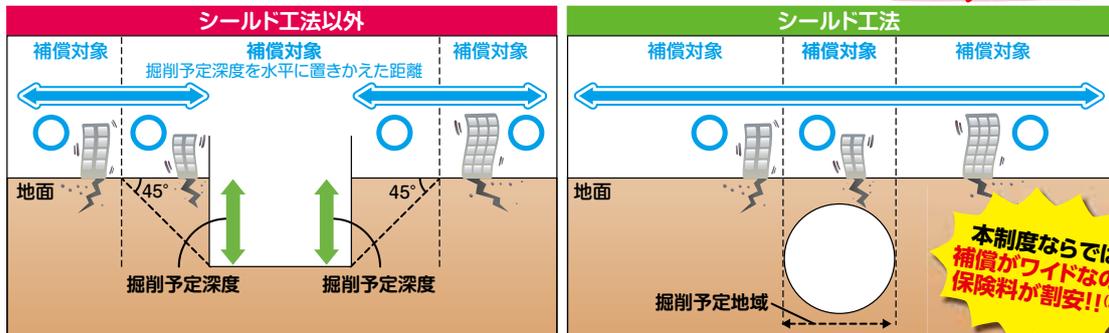
【標準補償】



年間保険料 **39,000円**

地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)で安心!

【ワイド補償】 ※ワイド補償により新たに支払対象となる部分には、縮小支払割合50%が適用されます。年間保険料 **58,000円**



本制度ならではの!
補償がワイドなのに
保険料が割安!!(注1)

地盤崩壊危険補償特約(ワイドプラス補償)で更に安心!

【ワイドプラス補償】 年間保険料 **75,000円**

ワイド補償と同じ補償範囲で縮小支払割合の適用がありません。

支払限度額を上限に **損害額の100%をお支払い** (注2)

ワイド補償に
プラスした
補償

標準補償・ワイド補償にご加入の皆様はワイドプラス補償への切り替えを、建設業総合補償制度に未加入の皆様はこの機会に補償制度へのご加入を検討してみませんか?ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

(注1)団体のスケールメリットを活かした、個別にご加入いただくよりも割安な保険料です。

(注2)縮小支払割合の適用はありませんが、免責金額が適用されますので、5万円は自己負担となります。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階

086-225-0703

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(請負業者賠償責任保険)の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B21-XXXXXX 使用期限:2023年08月01日

行楽期の交通事故防止

実施期間：令和4年10月1日（土）～11月30日（水）

秋の行楽シーズンが近づいてきました。山々が色づき、食べ物もおいしい季節です。また、スポーツの秋でもあります。旅行やイベントに車で出かける方も多いのではないのでしょうか。ちょっとした油断や不注意で、交通事故を起こさないよう、次のことに注意しましょう。また、出かける際は新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しましょう。

1 無理のない計画を立てる

計画を立てるときには、事前に地図やインターネットなどで行き先までの交通状況を十分に調べておきましょう。交通渋滞も予測して、日程に無理のない、余裕のある計画を立てましょう。

2 運転に集中！！

行楽に向かう途中、開放感や同乗者との会話などで、周囲への注意がおろそかになっていませんか。油断は禁物、運転に集中して周囲をしっかりと確認、ハンドルなどの運転操作も確実に。また、運転中に疲れや眠気を感じたら、無理をせずに早めに休憩しましょう。

3 ダメ！！「ながら運転」

運転中にスマートフォン等を手に持って通話や画像を注視する「ながら運転」はダメ！！周囲への注意が散漫になり、他の車や歩行者の発見が遅れるなど大変危険です。ハンドルを握ったら運転に集中し、スマートフォン等は安全な場所に停止してから使しましょう。

4 シートベルト・チャイルドシートを忘れずに

後部座席を含めた全ての座席で、シートベルトを必ず着用しましょう。シートベルトは、万一の事故の際、あなたの命を守ってくれます。また、6歳未満の子どもを車に乗せる際には、体に合ったチャイルドシートを正しく取り付け、必ず使用してください。

5 夕暮れ時は危険な時間帯

秋から冬にかけては、日没が早くなり、周囲の様子が見えにくくなります。事故防止のため、早めにライトを点灯しましょう。自動車は、対向車や先行車がない場合はハイビームを活用し、横断者や道路状況の早期把握に努めましょう。

6 スピードの出し過ぎは危険

スピードの出し過ぎは、重大事故につながり大変危険です。特に夜間は、周りが見えにくく、視界が狭くなるため、速度の感覚が鈍りがちです。スピードメーターで速度をよく確認し、安全な速度で運転しましょう。

7 歩行者、自転車は自分の存在をアピール

夕方・夜間は、ドライバーから歩行者や自転車が見えにくくなる時間帯です。自転車のライトは早めに点けましょう。歩くときは明るい目立つ色の服を着て、リストバンドなどの夜光反射材やLEDライトを身につけて外出し、自分の存在をしっかりとアピールしましょう。

8 ルールの厳守

横断歩道の歩行者優先はルールです。横断歩道で横断しようとしている人や横断中の人がいたら、止まって進路を譲りましょう。

合図を出すのは進路変更の3秒前、右左折の30m手前です。合図をきちんと出して車の動きを周囲に知らせましょう。

赤色信号はもちろん、黄色信号とも「止まれ」です。安全に止まれるのに、交差点等に進入するのはとても危険です。信号の意味を正しく理解し、実践しましょう。

9 飲酒運転の根絶

飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。飲酒運転を、「しない」、「させない」、「許さない」社会環境づくりを、みんなで推進しましょう。

10 「ゆずる・とまる・まもる」で交通事故防止

他の人や車に進路を「ゆずる」、赤信号・一時停止で「とまる」、速度・合図・信号などのルールを「まもる」。ドライバーも、自転車も、歩行者も、一人ひとりが「ゆずる・とまる・まもる」を心がけ、交通マナーアップにより交通事故を防ぎましょう。

協会日誌

- 4. 9. 2 岡山県緑化推進協会運営協議会
- 4. 9. 2 中国ブロック協議会専務理事・事務局長会議(WE B開催)
- 4. 9. 4 令和4年度 岡山県・瀬戸内市総合防災訓練
- 4. 9. 5 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会(東京)
- 4. 9.13 全建 協議員会(東京)
- 4. 9.29 中国地方整備局との意見交換会

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

TEL (086) 225-4131

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

FAX (086) 225-5388

E-mail : info@okakenkyo.jp